

会則の改正について（新旧対照表）

- 改正内容
- 1 「中体連テニス専門部」を郡市テニス協会に準ずるテニス団体に加えること。
 - 2 賛助会員に個人を加えること。
 - 3 その他所要の規定整備を行うこと。

改正前	改正後
<p><第3章 組織></p> <p>第5条 本会は鳥取県の各郡市テニス協会及びこれに準ずるテニス団体（高体連テニス部・女子連・シニア連盟）及び本協会の主旨に賛同する法人・会社等の団体（賛助会員）をもって組織する。</p>	<p><第3章 組織></p> <p>第5条 本協会は鳥取県の各郡市テニス協会、これに準ずるテニス団体（高体連テニス専門部・中体連テニス専門部・女子連・シニア連盟）並びに本協会の主旨に賛同する法人・会社等の団体及び個人（賛助会員）をもって組織する。</p>

（施行日） 令和6年4月1日